

資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準

1 趣旨

須賀川市が発注する制限付一般競争入札において、公正な入札の確保を図るため、資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加を制限する基準を定めるものである。

2 適用案件及び実施事項

須賀川市が発注する制限付一般競争入札に適用し、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者が同一の入札に参加することにより、入札の公正性が阻害されるおそれがあると認められる場合、当該事業者の入札を無効とする。

3 用語の定義

用語	定義
親会社等	会社法(平成17年法律第86号)第2条4号の2に該当する者
子会社等	会社法(平成17年法律第86号)第2条3号の2に該当する者
会社等	会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に該当する者
再生手続	民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4項に規定する手続
更生会社	会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する株式会社
役員	会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員
管財人	民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

4 資本関係又は人的関係があると判断する基準

(1) 資本関係があると判断する基準
ア 親会社等と子会社等の関係にある場合 イ 親会社等を同じくする子会社等の関係にある場合
(2) 人的関係があると判断する基準
ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合。 ただし一方の会社等が再生手続存続中又は更生会社である場合を除く。 (例)・代表取締役 ・取締役(非常勤取締役を含む。)。ただし、委員会等設置会社の取締役及び社外取締役は除く。 ・委員会等設置会社における執行役又は代表執行役 ・上記の職務権限等に該当する者。ただし、監査役、執行役員は除く。 イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合 ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合
(3) その他
ア 組合(共同企業体含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合 イ その他、上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 基準に該当する場合の取扱い

4に規定する基準のいずれかに該当した場合、競争入札の公正性が阻害されるおそれがあると判断し、資本関係又は人的関係のある事業者が行った入札書は開札時において無効とする。

ただし、入札参加申請後から開札までの間に、一方の事業者が当該入札の辞退届を提出し、開札時点で資本関係又は人的関係のある事業者が同一入札への参加している状態が解消されている場合は、この限りでない。

6 資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札への参加確認

- (1) 事業者は、制限付一般競争入札への参加申請時に発注者へ提出する「制限付一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）」において、須賀川市競争入札参加資格者名簿に登録されている他事業者との資本関係又は人的関係の有無について明記する。
- (2) 事業者は、(1)により資本関係又は人的関係有りとなった場合、別紙「資本関係又は人的関係確認書（以下「確認書」という。）」を申請書に添えて発注者へ提出しなければならない。
- (3) 発注者は、(1)及び(2)により資本関係又は人的関係のある事業者が同一入札へ参加しているか確認を行う。資本関係又は人的関係のある事業者が同一入札へ参加していると発注者が判断した場合、当該資本関係又は人的関係のある事業者の入札書は開札時において無効とする。
- (4) 発注者は、上記(1)、(2)、(3)において疑義が生じた場合、当該入札に参加している全部又は一部の事業者に対し追加資料の提出や事情聴取を行うことができる。

7 確認書等の取扱い

- (1) 6の(2)について、定められた提出期限までに適正な確認書の提出がなされなかった場合、若しくは提出された確認書に虚偽記載があったと判明した場合は提出済みの入札書を無効とする。
また、6の(4)に規定する追加資料の提出や事情聴取についても同様の取扱いとする。
- (2) 落札者決定から契約締結前までに落札者が提出した確認書等に虚偽記載が判明した場合、発注者は入札手続を無効とし、落札者決定を取り消すものとする。
- (3) 契約締結後に契約相手方が資本関係又は人的関係のある状態で入札に参加していたと判明した場合、発注者は契約相手方の入札時の不正行為の有無や進捗状況などを考慮したうえで、当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとする。
- (4) 虚偽記載や不誠実な行為が判明した場合、「須賀川市有資格者に対する入札参加資格制限に関する要綱」に基づき、指名停止等の措置を行う場合がある。

8 適用日

この基準は、令和4年4月1日以降に公告する案件から適用する。

【別紙】

資本関係又は人的関係確認書

年 月 日

須賀川市長 宛て

所在地

商号又は名称

代表者

提出日現在において、当社と他の資格者（須賀川市競争入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。）との間における資本関係又は人的関係は、次のとおり相違ありません。

1 資本関係に関する事項

(1) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等

商号又は名称	所在地	備考

(2) 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等

商号又は名称	所在地	備考

(3) (1)に記載した親会社等の他の子会社等（自社を除く。）

商号又は名称	所在地	備考

2 人的関係に関する事項

役員等の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

注1 1及び2の欄は、本書類の提出者から見た関係を記入してください。

注2 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成し、かつ、その共同企業体の構成員である場合も同様に記入してください。

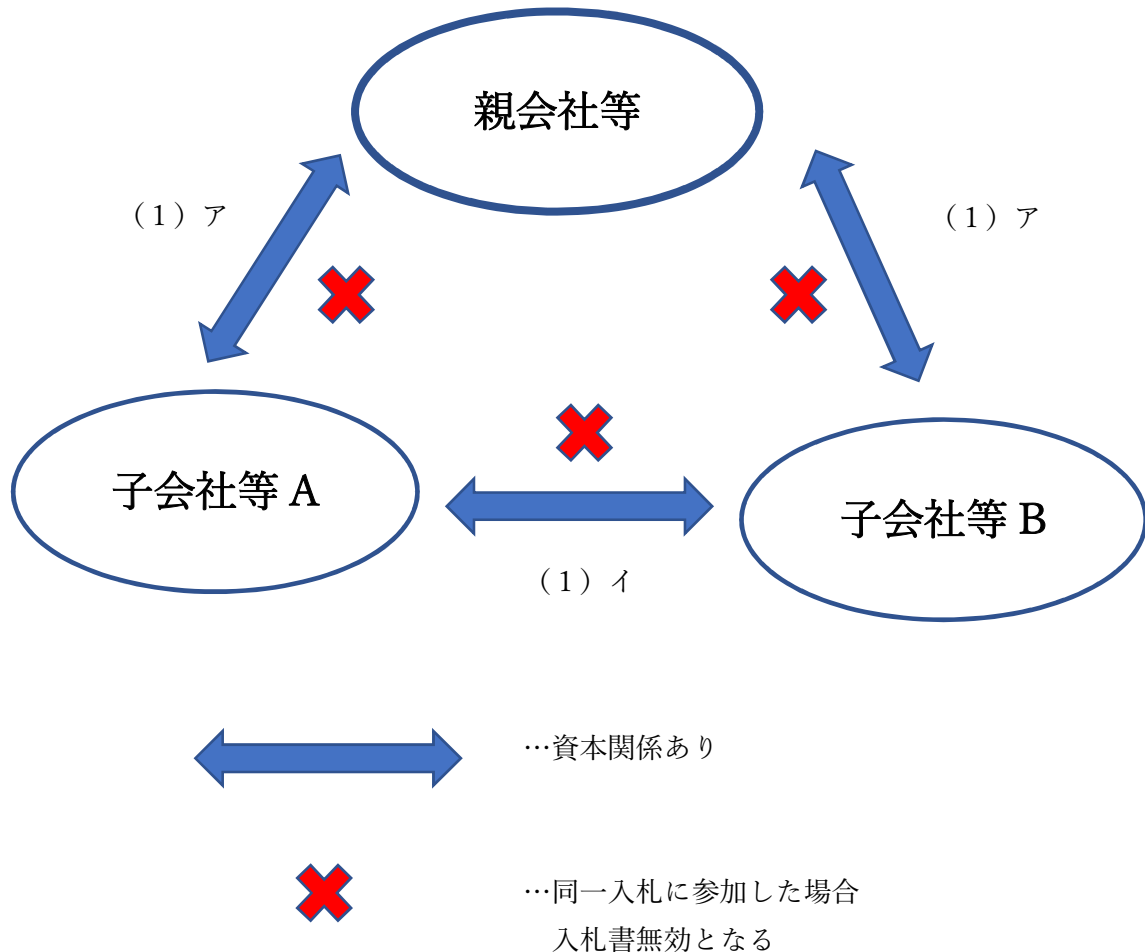
【4 資本関係又は人的関係があると判断する基準】

(1) 資本関係があると判断する基準

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等の関係にある場合

《参考例》



(2) 人的関係があると判断する基準

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合。

ただし一方の会社等が再生手続き存続中又は更生会社である場合を除く。

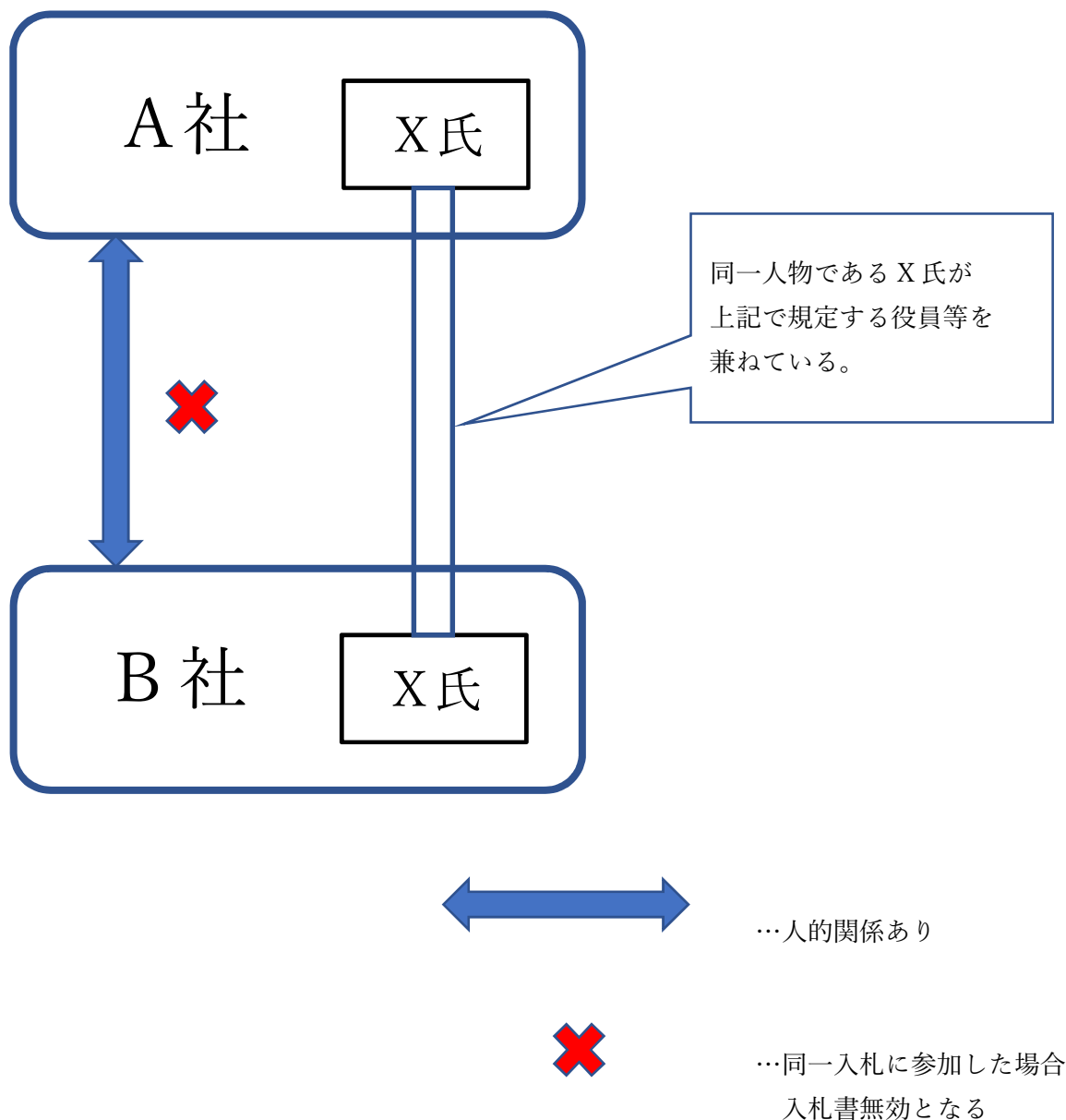
例)・代表取締役

- ・取締役（非常勤取締役を含む。）。ただし、委員会等設置会社の取締役及び社外取締役は除く。
- ・委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ・上記の職務権限等に該当する者。ただし、監査役、執行役員は除く。

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

《参考例》

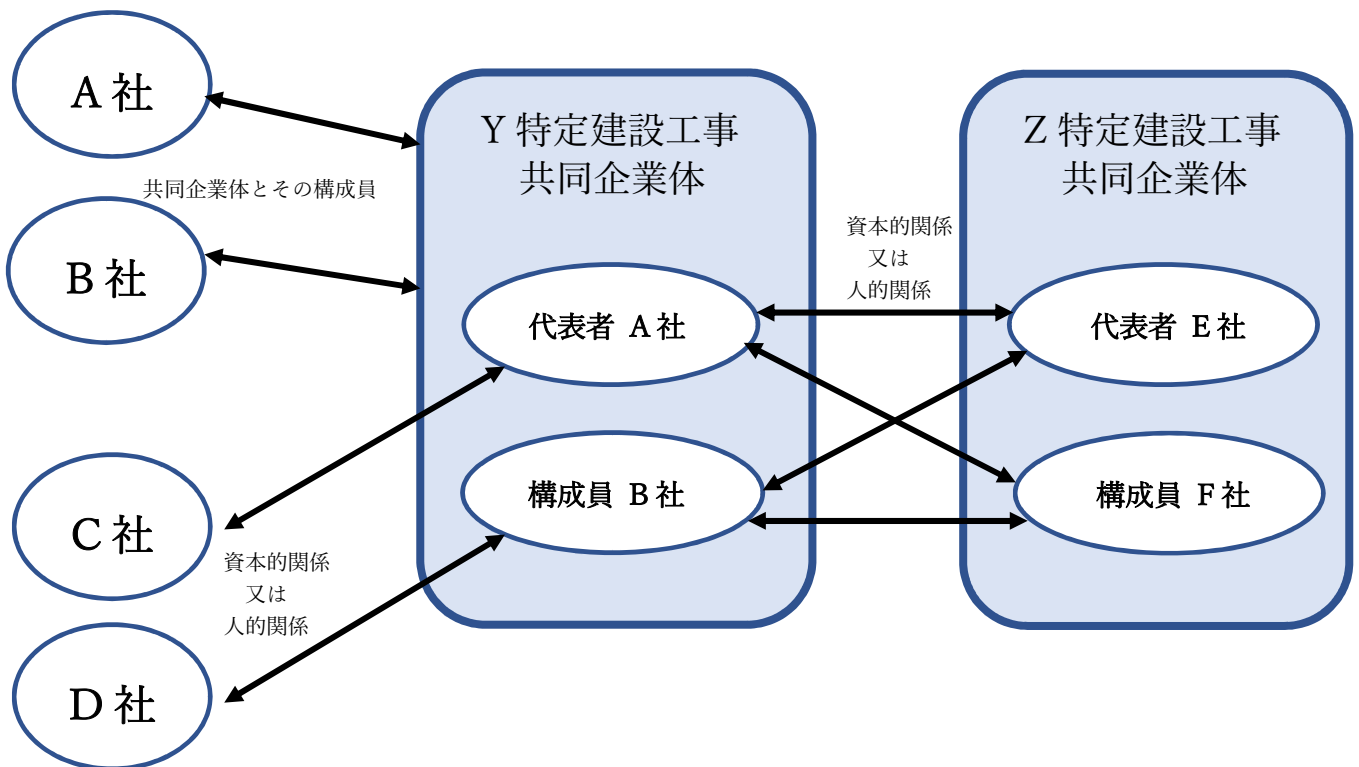


(3) その他

ア 組合（共同企業体含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合

イ その他、上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

《参考例》



矢印で結ばれた2社の間には人的関係又は資本的関係等があり
同一入札に参加した場合は、入札書無効となる。